

サンプル条文要約

○第 399 条（債権の目的）

金銭に換算できないものも債権の目的にできる。

○第 400 条（特定物の引渡しの場合の注意義務）

特定物の引渡しは善良な管理者の注意をもって保存する。

○第 401 条 1 項、2 項（種類債権）

目的物が種類指定なら中等品質を提供。指定後はその物が目的。

○第 412 条 1 項、2 項、3 項（履行期と履行遅滞）

履行期の到来後の不履行は遅滞責任が発生する。

○第 412 条の 2 1 項、2 項（履行不能）

履行不能の場合、債権者は履行請求できないが損害賠償可。

○第 413 条 1 項、2 項（受領遅滞）

債権者が受領しない場合、債務者は簡易な注意で保存可。

条文要約コンテンツ解説

←条文番号

←条文を簡潔に要約している。

★まずは、民法全体がどのような内容かをスピーディーに把握し、全体像を掴んでください。

例えば「種類債権」とは何かと聞かれたら、おおよそその内容が答えられるように何度も繰り返します。